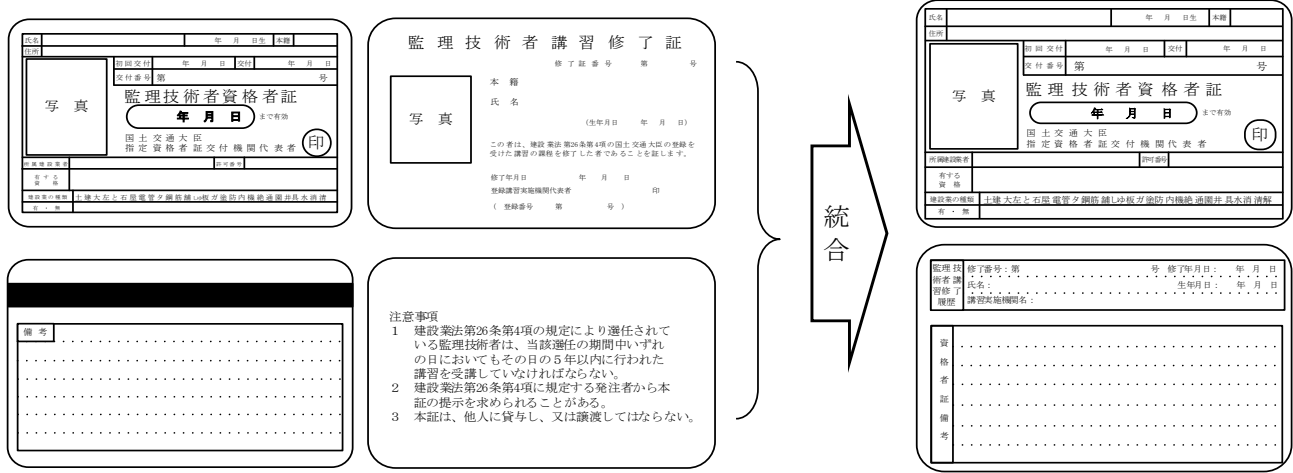


「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習」の統合について

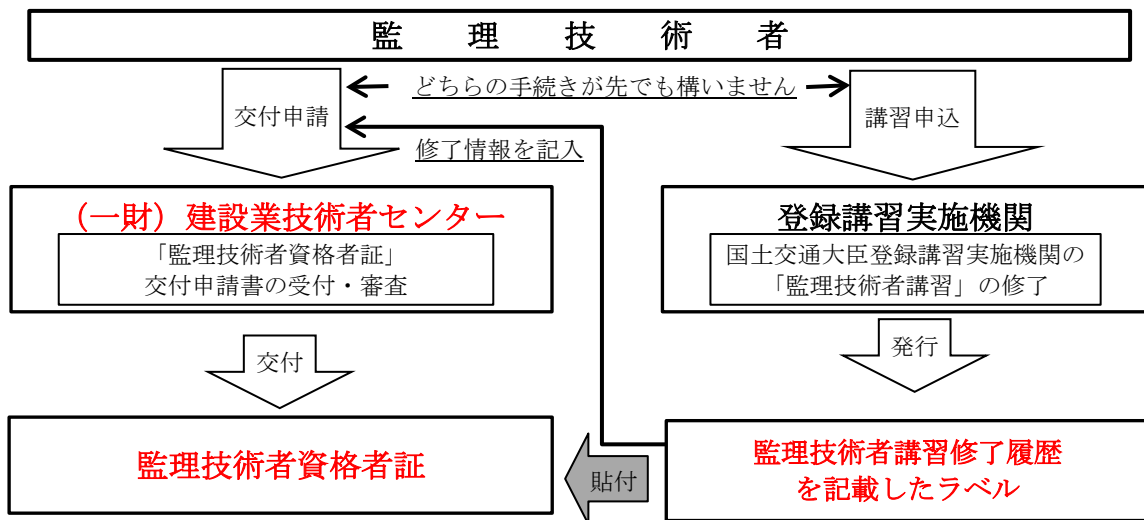
1. 平成28年6月1日より「監理技術者講習修了証」が「監理技術者資格者証」（裏面）に統合されます。



- ・平成28年6月1日より「監理技術者資格者証」交付申請書の様式が変わり、監理技術者講習修了履歴（修了番号、修了年月日）を記入する欄が追加されます。
過去5年以内に修了された監理技術者講習がある場合には必ずご記入下さい。
 - ・記入された内容は、当財団から国土交通省経由で各登録講習実施機関へ照会し、確認できた場合には「監理技術者資格者証」の裏面に印字されます。
- (注意事項)
- ・監理技術者講習の修了直後（1ヶ月以内）に交付申請を行われた場合、情報の照会に多少日数がかかり資格者証の交付が遅れる場合がありますので、予めご了承ください。
 - ・監理技術者講習修了履歴は新規申請、更新申請、追加申請の場合のほか、再交付申請の場合も監理技術者講習履歴の欄へご記入いただけます。

※旧様式の「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」は平成28年5月31日をもって交付等を終了しますが、有効期限までの間(講習修了証においては修了年月日から5年間)は引き続き使用可能です。
「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」は、「監理技術者資格者証」の更新申請等や「監理技術者講習」の受講により、順次統合されます。
 施行から5年で、全ての方が統合される予定です。

2. 「監理技術者資格者証交付」と「監理技術者講習修了履歴ラベル発行」の流れ



申請書に修了番号等を記載いただいている場合は、裏面に監理技術者講習修了履歴を印字

3. 平成28年6月1日より「監理技術者資格者証」交付申請書様式に「監理技術者講習修了履歴」を記入する欄が追加されます。

8. 監理技術者資格

(1)区分	番号	号	(2)区分	番号	号
(3)区分	番号	号	(4)区分	番号	号
(5)区分	番号	号	(6)区分	番号	号
(7)区分	番号	号	(8)区分	番号	号
(9)区分	番号	号	(10)区分	番号	号

9. 監理技術者講習修了履歴(修了履歴がある場合のみ記載)

修了番号 - 号 修了年月日 平成 年 月 日

10. 受付番号 受付場所 受付日 平成 年 月 日

- ・監理技術者講習修了履歴の欄の「修了番号」と「修了年月日」の欄には、過去5年以内に修了した監理技術者講習がある場合のみ記入してください。
- ・過去5年以内に講習を複数回、修了されている場合には、最新の講習の「修了番号」と「修了年月日」を記入してください。

「監理技術者講習会」と「ラベル」については登録講習実施機関へご確認ください！

- ・当財団にて「監理技術者資格者証」を交付した後に、監理技術者講習を修了した場合は「登録講習実施機関」が発行する「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を「監理技術者資格者証」の裏面の所定の箇所に貼付することとなっております。
- ・資格者証の裏面にある「監理技術者講習履歴」の記載内容変更に必要な手続きについては、受講された講習の各実施機関へお問い合わせください。

改正前の監理技術者資格者証をお持ちの方が監理技術者講習を修了された場合

下図のような改正前の監理技術者資格者証をお持ちの方は、監理技術者講習を修了した際に、登録講習実施機関(もしくはご本人)が、改正前の資格者証(裏面)の磁気ストライプ部分(備考欄の上)へラベルを貼付することとなります。

赤点線の位置(磁気ストライプ部分)へラベル貼付

磁気ストライプ部分	
備考

「備考」欄には貼付しないでください！！

(監理技術者講習修了履歴ラベル)

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第.....号	修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	

監理技術者資格者証と監理技術者講習の有効期限について

監理技術者資格者証の有効期限は表面に印字されている年月日までとなります。
講習修了については、裏面に印字もしくは貼付されたラベルに記載の修了年月日から5年間となります。